

会議案第 10 号

長沼町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記条例を地方自治法第112条第1項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月15日提出

提出者	長沼町議会議員	曾我部	義貞
賛成者	〃	中村	千春

長沼町議会議長 平井儀一様

## 長沼町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長沼町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「年額9万6,000円」を「年額の上限を12万円」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

前条の規定による通知を受けた議員は、政務活動を行ったときは、半期ごとの政務活動に要した経費の実績を政務活動費として、当該半期に属する最終月の翌月10日までに町長に請求するものとする。

第7条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、前項の規定により政務活動費を請求するときは、領収書その他支出を証すべき書面を提出し、その支出が第2条の規定に基づくものであることを明確にしなければならない。

第10条第1項を削り、同条第2項を同条とし、第3項を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。